

2014年11月12日
全国港湾14発第29号
港運同盟発14-第37号

経済産業大臣 宮 沢 洋 一 殿

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 糸 谷 欽一郎



全日本港湾運輸労働組合同盟
会 長 新 屋 義 信



港湾労働の安全にかかわる申し入れ

貴職におかれましては、益々ご隆盛のこととお慶び申し上げます。また、日頃より港湾運送事業並びに港湾労働に関するご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

さて、8月23日に、フレキシブルバッグに食用油を詰め、コンテナに積み込まれたか海運貨物が大阪港で荷揚げされ、大阪港から大阪府内を經由して和歌山県の荷主に海上コンテナトラックで輸送される際に、何らかの事情で食用油がコンテナから漏れ、公道に油が漏れたために、何台もの自動車・バイクがスリップ事故を起こす事態が発生しました。

この事故については、それぞれの所管官庁(機関)において、原因究明などが進められているところですが、貨物が港湾貨物であったことに鑑み、私たちは、重要な問題と認識しています。

また、今回の事故に限らず、危険物貨物や、コンテナ貨物自体の情報(貨物・重量など)が、ドライバーに周知されていないために、あわや大惨事といった危険をドライバー自身が日常的に感じていることが常態化しています。

については、港湾労働組合として、また、海コンドライバーも数多く組織する労働組合として、労働者は無論のこと、市民の安全を確保する立場から、貴職に対し下記の通り申し入れます。

記

1. 危険物貨物、貨物情報の事前周知の徹底について

- (1) 政府として、国際連合危険物輸送勧告を批准することを推進し、国内法(海上運送法、消防法、安全衛生法等)における危険物の概念を国際基準に整合させ、その基準で、国内法を整備し、港湾運送、海コン運送における危険物輸送の安全を担保すること。そのために、貴省として具体的対応を図ること。
- (2) 貨物情報を、海コンドライバーに周知することを、荷主の立場で徹底するよう、荷主団体などに徹底すること。
- (3) どのような荷姿(コンテナ詰でも)であっても、危険品(国内法規・国際法規いずれの規定もカバーする危険品)の場合は、必ず全方向から内容物の確認ができる国連番号(コンテナの場合：上面・側面)を明記(貼付)するよう義務付ける措置をとること。

(4) 海上コンテナの陸送の事故は、運転手が貨物情報(重量・固縛状態・荷姿など)を持っていないために通常の運転で事故が発生していることがほとんどである。したがって、海コン運転手や海コン事業者に事故責任を負わせることのないよう、関係省庁などに周知すること。また、荷主団体などに、貨物情報をドライバーに伝達することを周知・徹底すること。

2. 運送の際に損傷する可能性のあるフレキシブルバッグ、その他の輸送用機材を、工業製品の安全性を確保する官庁として、その使用を絶対に認めないよう措置すること。品の審査を厳重に行うこと。

3. 本件に関する、今回の協議以降の対応、具体的措置について、情報開示とともに、継続的に協議を進めながら、対応すること。また、本件に限らず、港湾労働者、港湾関係労働者の安全などの問題で、貴省に係るに係る諸問題について、解決を促進するために、個別の諸課題について協議を行うこと。

以上